雫石町監査委員告示第　３号

地方自治法第 199 条第４項の規定により定期監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和８年９月 18 日

雫石町監査委員　小　田　純　治

同　　階　　研　太

令和８年度定期監査（期末監査）報告書

第１　監査の概要

１　監査の対象

地方自治法第 199 条第４項の規定により、令和７年度中の事務事業全般及び決算

２　監査実施日

【公営企業会計】	事前監査	令和８年６月 17 日～６月 22 日（２日間）
	本監査	令和８年６月 25 日（１日間）
【一般会計及び特別会計】	事前監査	令和８年６月 29 日～７月 13 日（７日間）
	本監査	令和８年７月 15 日～７月 29 日（５日間）

３　監査場所　　役場庁舎３階　図書監査室

４　監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を行った。

- 予算編成及び執行、事務事業等が法令や条例等に従って適正に行われているか。
- 予算及び業務等の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。
- 経営状況及び財務状況は良好であるか。
- 経費の支出は効率性、経済性を有していたか。
- 支出事務は、違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 契約事務は、適正かつ公正に行われているか。
- 公有財産や物品等の管理が適正かつ効率に行われているか。

５　監査手続き

雫石町監査実施要領第 15 条に規定する監査技術を選択適用して実施した。

６　監査の手順

（１）事前監査　提出された「令和７年定期監査（期末監査）調書」を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取り資料の追加提出を求めた。

（２）本監査　事前監査で抽出した確認事項等について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め対面による監査を実施した。

第２　監査の結果

監査の結果、各会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況等は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。しかしながら、一部の事務処理について、改善、検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

◆共通事項

（１）施行伺いに積算根拠が添付されていないのが散見された。参考見積書または設計書を添付されたい。

（対象課：健康推進課、学校教育課、生涯文化スポーツ課、総務課、農業委員会、町民課、農林課）

◆個別事項

総務課

【指摘事項】

・庁舎付属棟雨樋修繕

契約規則第 19 条ただし書きの規定を適用し１者随契としているが、１者随契にするには相当の理由が必要である。競争性・有利性を担保するため、当該規則に従い２者以上から見積書を徴収すべきである。

観光商工課

【指摘事項】

・ゆるゆるデイキャンプフェア開催業務委託

委託業務の完了時に提出された実績報告書について、開催日が異なるにもかかわらず同じ写真を使用していた。さらに１月開催のイベントの写真についても夏に実施した写真を使用していた。今後、この業務委託だけではなく、その他の業務委託においても、完了報告をする際、誠意をもった実績報告書等の作成をするよう指導されたい。

生涯文化スポーツ課

【意見】

アーチェリー初心者への体験会を開催し、アーチェリー競技に触れてもらう場を定期的に設けている。令和７年度はアーチェリークラブが設立し、いわて雫石アーチェリーセンターの利用者数は年々増加している。天候に左右されない屋内射撃場という強みもあり、施設を広く周知し、積極的に大会及び合宿誘致に取り組み、スポーツと観光の連携を強化されたい。また、今後も町民へのアーチェリーの普及に努められたい。

福祉課

【意見】

・雫石町生活困窮者等相談支援事業委託料

本監査において、相談受付簿等が紙ベース及びエクセルで台帳を管理していることを確認した。相談記録は手書きのノートにまとめられ、エクセルに手転記作業している。作業時間も増大しており、事務の負担が大きいことや過去の相談履歴などの管理も困難である。今後も生活困窮者等の相談支援は必要であり、支援や対応の遅れ、漏れを防ぐためにも相談受付業務におけるシステム導入を検討されたい。